三　コア資本に係る調整後少数株主持分の額
四　次に掲げる額の合計額
イ　一般貸倒引当金（内部格付手法採用金庫においては第百二十五条の規定により標準的手法により算出される信用リスク・アセットの額に対応するものとして区分された一般貸倒引当金に限る。第十三条第一項第二号イにおいて同じ。）の額（当該額が第二条の算式における信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用金庫にあっては、第百二十六条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）
ロ　内部格付手法採用金庫において、適格引当金の合計額が事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額（第百二十四条に規定する期待損失額をいう。以下この章及び次章において同じ。）の合計額を上回る場合における当該適格引当金の合計額から当該期待損失額の合計額を控除した額（当該額が第百二十六条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額を上回る場合にあっては、当該乗じて得た額とする。）

2　第二条の算式において、コア資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。
一　次に掲げる額の合計額
イ　次に掲げる無形固定資産の額の合計額
⑴　無形固定資産（のれんに係るものに限り、のれん相当差額（他の金融機関等（次条第四項に規定する他の金融機関等をいう。）であって、連結子会社（連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいう。以下この⑴において同じ。）である保険子法人等又は持分法（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法をいう。以下この⑴及び第七条第一項において同じ。）が適用される者に係る差額（連結子会社である保険子法人等にあっては連結財務諸表規則第二十八条第五項の規定によりのれんに含めて表示される差額をいい、持分法が適用される者にあってはこれに相当するものをいう。）をいう。第八条第二項第五号において同じ。）を含む。）の額
⑵　無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額
ロ　繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額
ハ　内部格付手法採用金庫において、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額が適格引当金の合計額を上回る場合における当該期待損失額の合計額から当該適格引当金の合計額を控除した額
ニ　証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額
ホ　負債の時価評価（金庫又は連結子法人等の信用リスクの変動に基づくものに限る。）により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額
ヘ　退職給付に係る資産又は前払年金費用の額
二　自己保有普通出資等の額
三　意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額
四　少数出資金融機関等の対象普通出資等の額
五　労働金庫連合会の対象普通出資等の額
六　特定項目に係る十パーセント基準超過額
七　特定項目に係る十五パーセント基準超過額

3　第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。
一　残余財産の分配について、金庫の会員が法に基づいて払込みを行った出資と同等の劣後的内容を有するものであること。
二　残余財産の分配について、他の優先的内容を有する資本調達手段に対する分配が行われた後に、出資者の保有する出資の口数その他の事情に応じて公平に割当てを受けるものであること。
三　払戻し又は償還の期限が定められておらず、かつ、法令に基づく場合を除き、払戻し又は償還されるものでないこと。
四　発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。
五　剰余金の配当が法令の規定に基づき算定された限度額を超えない範囲内で行われ、法に基づく場合を除きその額が出資の払込金額を基礎として算定されるものでなく、かつ、剰余金の配当の限度額に関する法令の規定により制限される場合を除き、剰余金の配当について上限額が定められていないこと。
六　剰余金の配当について、発行者の完全な裁量により決定することができ、これを行わないことが発行者の債務不履行となるものでないこと。
七　剰余金の配当について、他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものでないこと。
八　他の資本調達手段に先立ち、発行者が業務を継続しながら、当該発行者に生じる損失を公平に負担するものであること。
九　発行者の倒産手続（破産手続、再生手続、更生手続又は特別清算手続をいう。以下同じ。）に関し当該発行者が債務超過（債務者が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態をいう。以下同じ。）にあるかどうかを判断するに当たり、当該発行者の債務として認識されるものでないこと。
十　払込金額が適用される企業会計の基準において会員勘定として計上されるものであること。
十一　現に払込済みであり、かつ、取得又は払込みに必要な資金が発行者により直接又は間接に融通されたものでないこと。
十二　担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。
十三　総会、理事会その他の法令に基づく権限を有する機関の決議又は決定に基づくものであること。
十四　発行者の事業年度に係る説明書類において他の資本調達手段と明確に区別して記載されるものであること。

4　第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。
一　発行者により現に発行され、かつ、払込済みのものであること。
二　残余財産の分配について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。
三　担保権により担保されておらず、かつ、発行者又は当該発行者と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の同順位の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。
四　償還期限が定められておらず、あらかじめ定めた期間が経過した後に上乗せされる一定の金利又は配当率（第十三条第四項第四号において「ステップ・アップ金利等」という。）に係る特約その他の償還を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。
五　償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。
イ　償還又は買戻しに際し、自己資本の充実について、あらかじめ金融庁長官及び厚生労働大臣の確認を受けるものとなっていること。
ロ　償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。